平成２７年（フ）第１０８９号
福岡県大野城市上大利２丁目20番30号　102号、前住所福岡県大野城市中３丁目６番48号
債務者　安本眞一郎
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９１号
福岡市城南区神松寺３丁目19番６号
債務者　池田　大典
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９７号
福岡市東区香椎１丁目20番３―101号
債務者　今村　賛美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１００号
福岡市南区中尾３丁目27番12―305号
債務者　熊谷　幸男
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１０５号
福岡市博多区銀天町１丁目２番５―301号
債務者　梅野　善一
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１０８号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番13号
債務者　白石フサ子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１号
佐賀県伊万里市山代町楠久259番地20
債務者　山浦　勝紀
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７８号
佐賀県鹿島市大字納富分2845番地
債務者　布川　隆史
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙155番地１
債務者　峯　由美子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙155番地１
債務者　峯　慶一朗
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２５号
沖縄県豊見城市字名嘉地250番地　バイパスビル306号
債務者　仲本　宗史
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９８号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城200番地　ヨシロービル101
債務者　塩川　忠重
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０９号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目17番７号　コーポ幸201
債務者　福山　咲子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５５７号
神戸市長田区若松町５丁目５番１―1416号
債務者　堀　　泰子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９号
愛媛県西条市河原津甲113番地
債務者　川又　仁司
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第８５号
愛媛県西条市氷見乙1990番地９、前住所大阪府大阪市北区中崎西１丁目１番７―807号
債務者　叶野　　瞳
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
松山地方裁判所西条支部